

若者定住推進課からお知らせ

●移住・定住応援補助金の創出について

町では、次代を担う若者世代の定住を応援するため、町内に住宅などを購入された方を対象に、補助金の交付および資金借入に対する利子補給を令和2年4月1日よりつぎのとおり行います。

(1) 補助金、事業費の1/2を助成します。(限度額200万円) さらに、つぎの場合は補助金を加算します。(最大支給現金200万円、奥多摩町商業協同組合商品券20万円)

①奥多摩町に所在する事業所等で事業を実施した場合。(限度額10万円加算)

②地場木材(多摩産材)(10㎡以上)を活用した場合。(限度額10万円加算)

*①②加算部分は奥多摩町商業協同組合商品券での支給となります。

(2) 利子補給、年利子額の1/2の利子補給を行います。(限度額30万円/年・36か月支給)

また、町内の金融機関を利用した場合は限度額に10%上乘せします。(限度額33万円/年)

【年齢要件】

①45歳以下の夫婦

②子ども(高校生以下(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者))がいる世帯

③35歳以下の者

*年齢要件以外にも、対象要件などがあります。詳しくはお問い合わせください。

●各種定住対策用住宅の募集について

町では、少子・高齢化対策事業の一環として、各種定住対策用住宅を整備しております。令和2年度も引き続き各種定住対策用住宅をつぎのとおり募集します。

(1) 町営若者住宅：居住年数の制限がある(7年から12年間)若者用の住宅です。

①若者住宅(小丹波第2(桜久保))1戸、②若者住宅(海沢第2)1戸、

③若者住宅(南氷川第2)2戸

(2) 子育て応援住宅：22年間定住で新築住宅を譲与するもので、海沢地区を予定しています。

(3) 若者定住応援住宅・いなか暮らし支援住宅：15年間定住で土地・建物を譲与するものです。

①常磐地区2戸、②大氷川地区1戸

(4) 分譲地など：町有地を分譲地として販売します。今年度から、現状で譲渡する町有地も販売します。

①川井地区4区画、②小丹波地区3区画、③栃久保地区2区画

* (1)、(2)の募集については、4月13日から募集を開始します。詳細は、町ホームページをご覧ください。になるか、役場若者定住推進課および古里出張所で募集要領を配布します。

●0円空家バンクの開始

町では、手放したい物件を登録する制度“0円空家バンク”を開始します。また、奥多摩町の物件を探している方で、年齢要件や定住要件に合致せず、空家バンクを活用できない方やアトリエ、倉庫、別荘などを探している方も“0円空家バンク”を利用できます。

*物件を手放したい方と物件を活用したい方のマッチング制度

●空家等活用促進事業交付金の交付金額が拡充されます

町では、空家の活用を促進し、地域の元気づくりを推進するため、所有者が空家などを解体する場合、一律50万円(上限額)の交付金を交付します。

また、空家バンクに物件を登録し、空家等活用促進事業交付金を申請する場合は相続手続きや清掃事業にかかった費用の領収書が必要となります。

※問い合わせは、若者定住推進課 ☎83-2310